

ウエスタ川越における帰宅困難者一時滞在施設の設置に関する協定書（案）

川越市（以下「甲」という。）、埼玉県（以下「乙」という。）及び指定管理者〇〇〇〇〇〇（以下「丙」という。）は、災害等により公共交通機関が広範囲に運行を停止し、帰宅が困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）が発生した場合において、帰宅困難者が混乱し円滑な応急救護活動を阻害しないように、また、帰宅困難者自身の安全を確保するため、ウエスタ川越の公共施設部分を帰宅困難者一時滞在施設として利用することについて、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲がウエスタ川越の公共施設部分を帰宅困難者一時滞在施設として利用するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請等）

第2条 甲は、帰宅困難者一時滞在施設を設置する必要がある場合、施設の設置・運営への協力及び丙が管理する施設の一部を利用することについて、丙に要請するものとする。

（施設の利用）

第3条 丙は、前条に基づく要請があったときは、乙と協議し、帰宅困難者一時滞在施設として利用可能な部分について、甲に回答するものとする。

（開設期間）

第4条 帰宅困難者一時滞在施設の開設期間は、甲が丙に利用を要請した時点から最大で3日以内とする。ただし、災害等の状況により期間を延長する必要がある場合には、甲は丙に延長を要請することができる。

2 甲は帰宅困難者一時滞在施設の開設による丙が管理する施設への影響を最小限にするよう配慮するとともに、当該帰宅困難者一時滞在施設の早期閉鎖に努めるものとする。

（協力体制）

第5条 帰宅困難者一時滞在施設の運営は甲が責任を負い、甲、乙及び丙の協力により実施する。

（費用負担）

第6条 帰宅困難者の支援に要する費用については、原則として甲が負担するものとする。ただし、その他必要に応じ甲、乙及び丙で協議の上、対応するものとする。

（原状回復）

第7条 帰宅困難者一時滞在施設の利用後は、甲が原状回復するものとする。

(情報共有)

第8条 甲、乙及び丙は協力期間中に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定に関し、必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(施行日)

第10条 この協定は、締結の日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名、押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和 年 月 日

埼玉県川越市元町一丁目3番地1
甲 川越市

川越市長 印

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
乙 埼玉県

埼玉県知事 印

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設
川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設
丙 指定管理者 ○○○
代表者 ○○○○ 印